



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：佐野俊光 小山内慶 宮下妙香 佐々木靖
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



「令和6年能登半島地震」石川県内灘町 2024.1.5 (国土交通省 TEC-FORCE (テックフォース) 撮影)

目 次

令和5年7月7日からの大雨による災害について
 ……福岡県県土整備部 河川管理課災害対策係長 古賀 達哉… 3

「令和6年能登半島地震」について (速報) …… 8

「令和6年能登半島地震」に伴う土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について …… 9

石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理について ……10

水道施設の早期復旧を支援するため職員を被災地に派遣 ……10

下水道施設の早期復旧を支援するため下水道技術者を被災地に派遣 ……11

国土交通省職員及び(独)鉄道・運輸機構「鉄道災害調査隊 (RAIL-FORCE)」を派遣 ……12

能登半島における支援船の入港実績を公開します ……13

下水道施設の技術的支援のため全国から下水道技術者が被災地に集結	14
能登半島北部における津波監視・津波情報発表の再開について	15
水道施設の早期復旧を支援するため地方整備局等の職員を被災地に派遣	16
能登半島の緊急復旧（道路啓開）の状況について	16
「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について	17
今後の本格復旧に向けて、災害査定を効率化（能登半島地震関連）	18
令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施（石川県）	19
防衛省と連携し、海上から資機材搬入（能登半島地震関連）	20
令和5年は過去平均を上回る土砂災害が発生	21
「令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」について	22
令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施（富山県）	23
令和6年能登半島地震に伴う河道閉塞（土砂ダム）の発生と対策状況について	23
国道470号 能越自動車道 通行止め解除の当面の見通しについて	24
国土交通省による本格的な復旧に着手（能登半島地震関連）	26
令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施（新潟市）	29
書面による査定上限額や現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げを決定（能登半島地震関連）	30
河川入門講座（20）	
災害復旧（その1）—公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の制定まで—	31
被害報告	12月28日現在 32

令和5年7月7日からの大雨による災害について

福岡県県土整備部 河川管理課災害対策係長 **こが たつや**
古賀 達哉

1. はじめに

令和5年7月7日からの大雨により、福岡県では、筑後地方を中心に河川の氾濫や土砂災害により、大きな被害を受けました。

私は当時、県庁の担当係長として災害復旧業務に携わっていましたので、今回は発災から改良復旧事業採択までの本県の取組みをご紹介します。

(1) 福岡県の地勢

まず、福岡県の地勢について述べます。

わが県の北部には、筑前海（玄界灘、響灘）、豊前海（周防灘）が、西南部には有明海が広がっています。海には、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川が注ぎ込んでおり、流域には、筑紫平野、福岡平野、直方平野などの平野が開けています。また、英彦山地、筑肥山地、背振山地などの県境の山岳地帯のほか、三郡山地、耳納山地などの都市近郊の山地もあり、豊かな自然に恵まれています。

(2) 福岡県の気候

つぎに、福岡県の気候の特色について述べます。

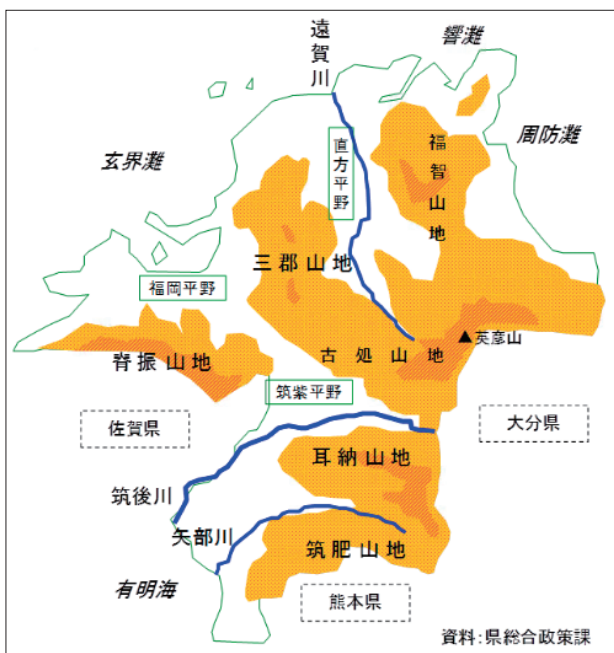


図-1 福岡県の地勢図

本県は日本海側に位置し、玄界灘や響灘に面する北側においては日本海型気候区、南側については内陸型気候区に分かれています。

県南部に位置する筑後地方は、三方を山に囲まれており、山地の西側にあたることから、夏は東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすくなるため、他の地方に比べ降水量が多くなるという特色をもっています。

2. 令和5年7月7日からの大雨による災害

(1) 気象概況

7月7日から10日にかけて、華中から対馬海峡付近に停滞する梅雨前線に向かって太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の流れ込みが続き、この影響で、九州北部地方では前線の活動が活発となり、広い範囲で大雨となりました。

本県では、7月10日未明から昼前にかけて県内各地で相次いで線状降水帯が発生し、全国で最多となる6回目の「大雨特別警報」が発表されました。

また、県内の7観測所で、24時間雨量が7月平均雨量の約400mmを超過（このうち久留米市、添田町の2観測所で過去最大雨量を観測）、県内の6観測所で、最大時間雨量90mmを超える雨量を観測（このうち久留米市の1観測所で過去最大雨量を観測）す

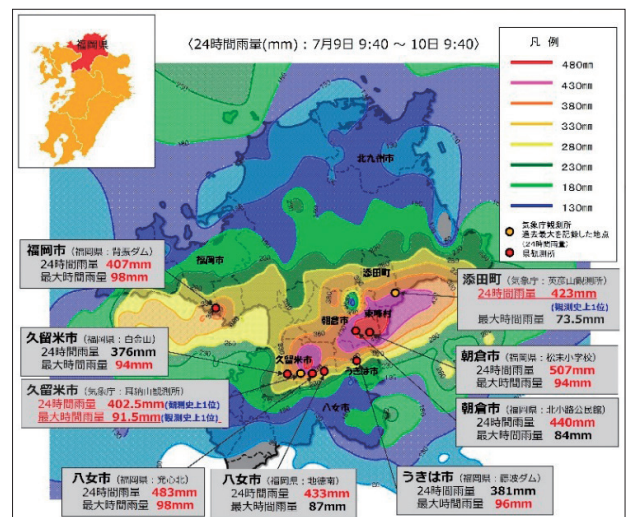


図-2 令和5年7月7日からの大雨 降雨状況

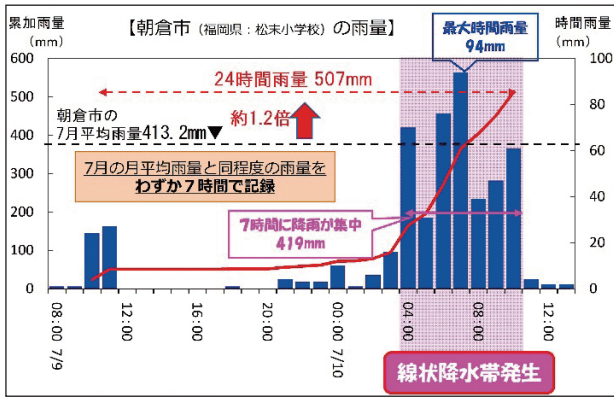


図-3 朝倉市（松末小学校）の雨量



写真-1 災害緊急調査（高良川：久留米市）

るなど記録的な豪雨となりました。

(2) 被害の状況

この大雨により本県が管理する公共土木施設も大きな被害を受け、被害箇所数は道路施設で243箇所、河川施設1,121箇所、砂防施設66箇所の計1,430箇所（小規模な被害箇所を含む）となりました。

また、道路の路肩崩壊や崩土などによる全面通行止めが49箇所、河川の浸水被害が38河川、人家等に影響のある土砂災害が37箇所発生しました。



写真-2 災害緊急調査（黒川：朝倉市）

(3) 災害緊急調査

河川施設の中でも、特に被害が著しい7河川（高良川：久留米市、大肥川：東峰村、佐田川、黒川、疋目川、妙見川、大山川：朝倉市）においては改良復旧事業の可能性があったため、事業化に向けた指導・助言を仰ぐべく、国土交通省防災課に対し災害緊急調査を依頼しました。

7月26日～28日の3日間にかけて、国土交通省防災課より災害査定官と改良技術係長にお越し頂き、被災原因や復旧工法のほか、改良復旧事業の採択要件、二次災害を防ぐための応急対策などについて、大変多くのご指導を頂きました。

この時、改良復旧事業について7河川すべてで前向きなアドバイスを頂いたことで、本県は改良復旧事業の要望に向け、本格的に舵を切ることになりました。

(4) 災害査定

災害査定の実施にあたっては、国土交通省より机上査定の上限額の引上げや現地で決定出来る事業費の引上げなど「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール」を適用して頂きました。

また、被害が多い市町村を対象に「早期確認型査定」の試行もして頂きました。

これらの支援を受け、本災害に係る災害査定については、改良復旧事業8河川の現地調査を含め、8月22日から12月12日までの計16回（2次～14次+後査定3回）をもって完了することが出来ました。

表-1 公共土木施設災害 査定結果

○県分 ※改良復旧事業の親災を除く

(原形復旧)		(単位：億円)		
	道路	河川	砂防	合計
箇所数	79	160	15	254
金額	27.0	44.7	5.1	76.8

○市町村分

(原形復旧)		(単位：億円)		
	道路	河川	—	合計
箇所数	130	198	—	328
金額	35.8	40.8	—	76.6

(5) 改良復旧事業の活用

本県では、今回の災害において、被災の程度が著しく、災害復旧事業による従前の効用の復旧だけでは十分な効果が見込めない河川について、再度災害の防止と安全度の向上を図るため、改良復旧事業を計画しました。

一連区間において施設被害が著しい前述の7河川に加え、「施設被害は少なくとも堤防越水により浸水被害を受けた箇所は『越水させない原形復旧』を親災にして改良復旧が可能」と、国土交通省防災課から貴重なアドバイスを頂いたことにより、さらに1河川（巨瀬川：久留米市）を追加した8河川において、河道拡幅や帯工などの改良を加えて復旧を行う、改良復旧事業を要望し、令和5年12月15日に採択されました。

これら8河川の改良復旧事業のうち、今回は代表的な2河川についてご紹介します。

事業期間：令和5年度～令和9年度

事業費：120.2億円（うち改良費112.1億円）

事業概要：河道拡幅、堤防嵩上げ 等



写真-3 巨瀬川周辺浸水状況（久留米市）

表-2 改良復旧事業 採択箇所

○災害復旧助成事業（1河川）

河川名	事業箇所	事業延長	事業費(円)
巨瀬川	久留米市田主丸町 ～うきは市吉井町	約6.4km	約120.2億

○河川等災害関連事業（7河川）

河川名	事業箇所	事業延長	事業費(円)
高良川	久留米市高良内	約4.7km	約2.8億
佐田川	朝倉市佐田	約1.8km	約3.6億
黒川	朝倉市黒川	約3.7km	約13.0億
イボメ 隈目川	朝倉市佐田	約0.8km	約2.8億
妙見川	朝倉市須川・菱野	約1.0km	約5.0億
大山川	朝倉市把木大山	約2.3km	約5.2億
大肥川	東峰村福井～小石原堤	約1.8km	約4.2億
計			約36.5億

① 巨瀬川 災害復旧助成事業

令和5年7月の豪雨により、一級河川筑後川水系巨瀬川では、越水による家屋や農地の浸水等の甚大な被害が発生しました。

災害復旧事業による原形復旧のみでは事業効果が限定されることから、災害復旧助成事業により、河道拡幅や堤防嵩上げを行うことで流下能力を向上させ、再度災害防止を図るものであります。

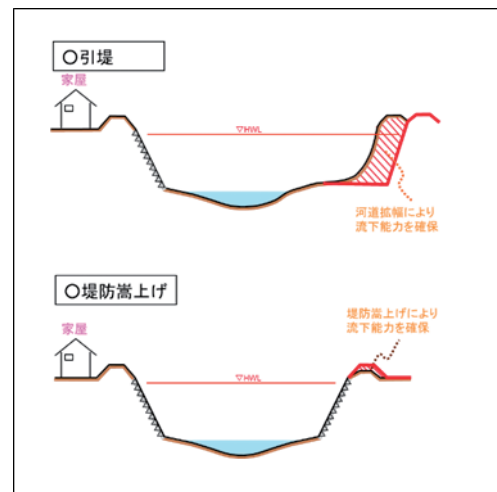


図-4 対策概要図

表-3 浸水被害軽減効果

河川名	被害種別	①	②	②-①
		整備前	整備後	
巨瀬川	浸水面積	829ha	404ha	425ha
	浸水家屋・事業所	1,484戸	563戸	921戸
	床下浸水家屋(住家)	812戸	394戸	418戸
	床上浸水家屋(住家)	290戸	14戸	276戸

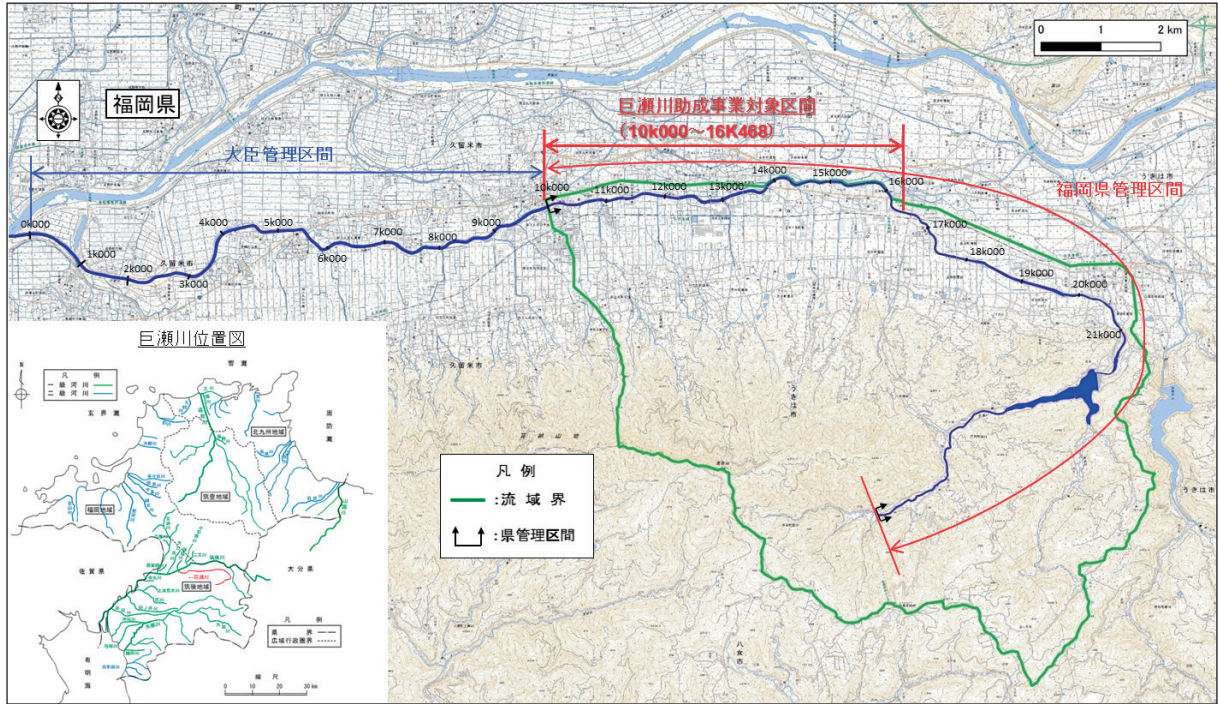


図-5 巨瀬川 流域概要図

② 黒川 河川等災害関連事業

令和 5 年 7 月の豪雨により、一級河川筑後川水系黒川では、溢水による護岸背面洗堀による護岸崩壊や河道の埋塞等の甚大な被害が発生しました。

災害復旧事業による原形復旧のみでは事業効果が限定されることから、災害関連事業により、河道拡幅を行い河状不良を是正することで、再度災害の防止を図るものであります。

事業期間：令和 5 年度～令和 7 年度

事業費：13.0 億円（うち改良費 5.9 億円）

事業概要：河道拡幅

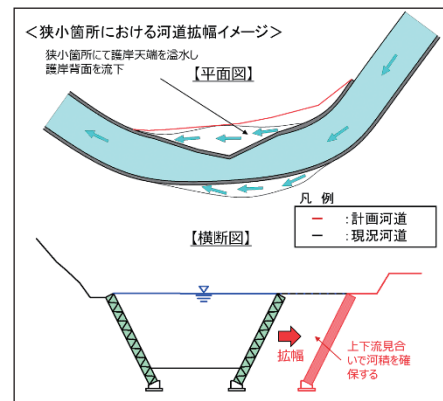


図-6 対策概要図



写真-4 黒川護岸被災状況（朝倉市）

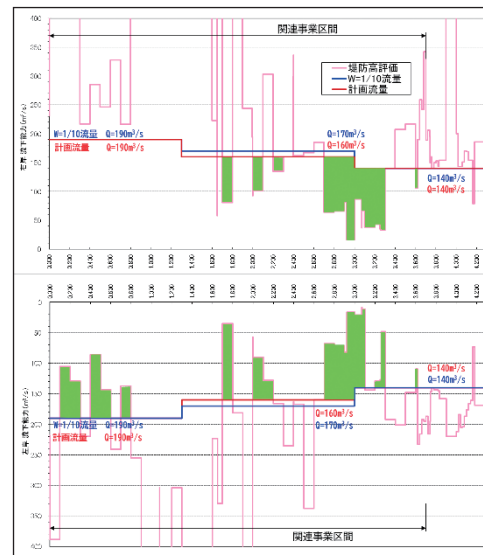


図-7 流下能力図

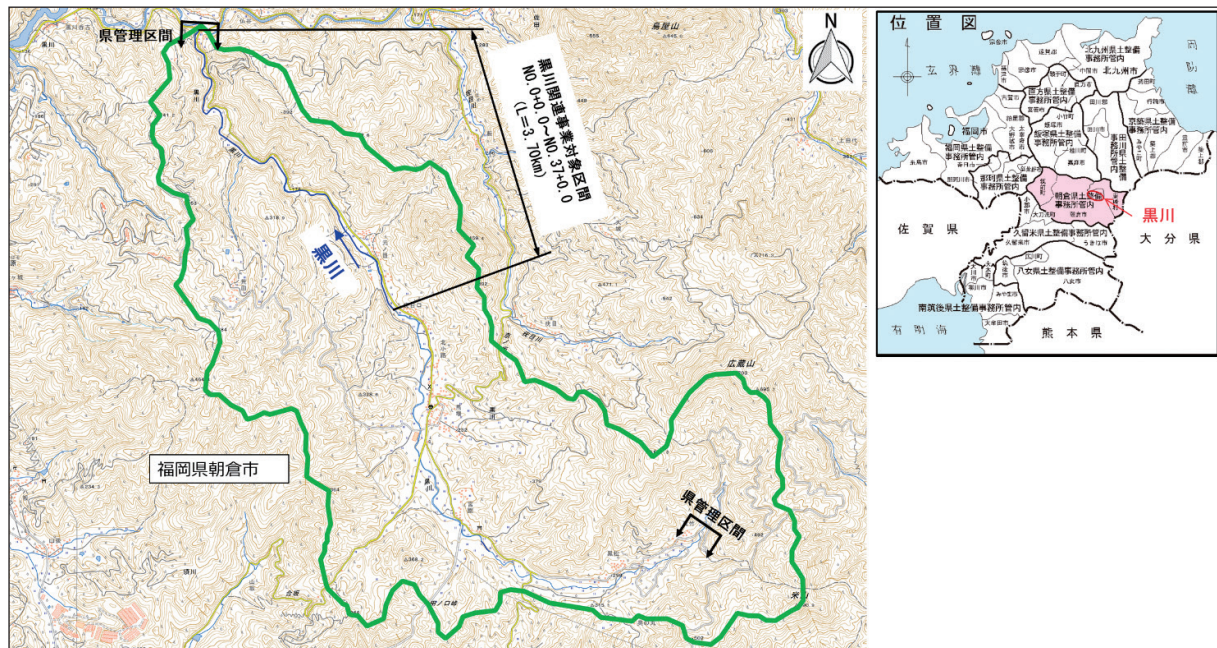


図-8 黒川 流域概要図

3. おわりに

福岡県では現在、改良復旧箇所の測量設計や、被災した公共土木施設の復旧工事に、順次着手しているところです。

これまでの取組みにおきまして、発災直後の災害緊急調査や事前協議の段階から、幾多のご指導を頂きました国土交通省防災課をはじめとする関係各課、九州地方整備局、財務省福岡財務支局など様々な機関の方々には大変お世話になりました、厚く御

礼を申し上げます。

今後も引き続き、災害復旧の取組みを進め、一日も早い地域の復興に努めてまいります。

出典：・福岡県 令和5年度県政概要
 ・福岡管区气象台 災害時気象資料
 ・国土交通省ウェブサイト

<https://www.qsr.mlit.go.jp/>

(以上、一部抜粋、編集のうえ利用)

令和6年能登半島地震について（速報）

公益社団法人 全国防災協会

能登半島地震により、犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和6年1月1日16時10分、マグニチュード7.3の巨大地震が石川県能登地方で発生し、最大深度7の揺れで多くの建物が倒壊、断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生し、これらにより多数の方が亡くなったり行方不明になる等悲惨な大被害を受けました。

1 地震の概要（気象庁情報：1月29日 7:00現在）

(1) 1月1日16時10分の地震

① 発生日時

・令和6年1月1日16:10

② 震源及び規模（暫定値）

- ・場所：石川県能登地方（北緯37.5度、東経137.3度）
- ・規模：マグニチュード7.6（暫定値）
- ・震源の深さ：16km（暫定値）

③ 各地の震度（震度5強以上）

石川県 震度7 志賀町、輪島市
震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱 中能登町
震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町

新潟県 震度6弱 長岡市
震度5強 新潟中央区、新潟南区、新潟西区、新潟西蒲区、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村

富山県 震度5強 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村

福井県 震度5強 あわら市

(2) 地震活動の状況

1月1日16:06の最大震度5強の地震以降、1月30日11時00分現在、震度1以上を観測した地震が1,551回（震度7：1回、震度6強：0回、震度6弱：1回、震度5強：7回、震度5弱：8回、震度4：45回、震度3：159回、震度2：396回、震度1：934回）

(3) 一般被害情報（消防庁 HP 1/29 14:00時点）

・人的被害

死者 236人（石川236）
重傷 319人（新潟5、富山3、石川311）

・住家被害

全壊 122棟（新潟78、富山37、石川7）
半壊 1,900棟（新潟1,696、富山145、石川50、福井9）

(4) 津波警報等

・1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震の津波注意報は、2日10時00分に全て解除。

「令和6年能登半島地震」に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和6年1月1日 水管理・国土保全局砂防部
気象庁

令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった石川県、新潟県、富山県及び福井県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震により、石川県で最大震度7、新潟県で最大震度6弱、富山県と福井県で最大震度5強を観測しました。

これらの県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各県と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の県	通常基準に対する暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村 (市町村内で発表対象区域を分割している場合は、その区域)
石川県	7割	志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、能登町、珠洲市 [*]
	8割	羽咋市、宝達志水町、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、能美市
新潟県	7割	長岡市
	8割	糸魚川市、上越市、妙高市、南魚沼市、柏崎市、刈羽村、燕市、見附市、三条市、新潟市、阿賀町、佐渡市
富山県	8割	富山市平地、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、南砺市
福井県	8割	あわら市

※珠洲市は令和5年5月5日の地震等によりすでに7割の暫定基準で運用中

土砂災害警戒情報の暫定基準の設定

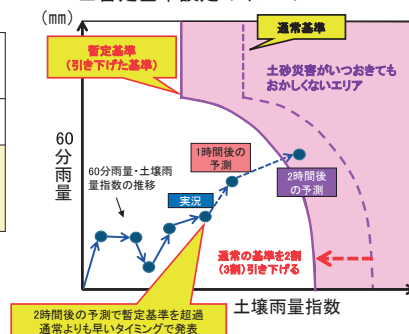
○土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数(横軸)と60分雨量(縦軸)を用いて基準を定め、2時間先までの土壌雨量指数と60分雨量の値が基準以上となると予想された時点で発表します。

○地震の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

■ 暫定基準の割合について

地震による暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	
震度5強の地域	震度6弱以上の地域
8割 (2割引き下げる)	7割 (3割引き下げる)

■ 暫定基準設定のイメージ



石川県の港湾における国による港湾施設の 一部管理について

～令和 6 年能登半島地震における対応～

令和 6 年 1 月 2 日 港湾局海岸・防災課

令和 6 年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第 55 条の 3 の 3 の規定に基づき、本日、港湾管理者（石川県）からの要請を受け、国が石川県の港湾施設の一部を管理します。

- | | |
|---|---|
| 1. 国が管理する期間：
令和 6 年 1 月 2 日～令和 6 年 2 月 1 日 | 3. 港湾管理者の名称：
石川県 |
| 2. 港湾の名称：
七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、
穴水港 | 4. 管理の内容：
上記港湾における係留施設及び水域施設の利
用に関する調整及び応急措置等 |

https://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000204.html

水道施設の早期復旧を支援するため職員を被災地に派遣 ～水道の一日も早い復旧に向けて国土交通省・厚生労働省で連携して対応～

令和 6 年 1 月 5 日 水管理・国土保全局下水道部

○1月6日より、石川県内の水道施設の一日も早い復旧に向けて、国土交通省・厚生労働省の職員を被災地へ派遣し、両省が連携^{*}し被災自治体を支援いたします。

※令和 6 年 4 月 1 日より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省等に移管されることを踏まえ、両省で連携して対応する。

【派遣者】

国土交通省 下水道事業課企画専門官 岸田秀
治水課企画専門官 磯部良太
厚生労働省 水道課課長補佐 武田正太郎

【派遣期間】

令和 6 年 1 月 6 日(土)～令和 6 年 1 月 13 日(土)
(引き続き、交代要員を派遣予定)

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000548.html

下水道施設の早期復旧を支援するため 下水道技術者を被災地に派遣

～下水道の一日も早い復旧に向けて～

令和6年1月5日 水管理・国土保全局下水道部

○本日より、石川県内の下水道施設の早期復旧を支援するため、国土交通省、地方自治体、下水道関連団体の下水道技術者を被災地へ派遣します。

【派遣者】

国土交通省 下水道企画課下水道事業調整官
堂蘭洋昭^{*}
下水道事業課再構築係長
村上勇作^{*}

国土技術政策総合研究所

下水道研究室研究官 濱田知幸^{*}

長野県 企画幹兼流域下水道係長 山崎隆雄

流域下水道係主任 深澤光太

名古屋市 下水道計画課主幹 丹羽晴紀

下水道計画課主査 岩崎充宏

地方共同法人日本下水道事業団

DX 戦略部次長 神宮誠

公益社団法人日本下水道協会

技術課係長 大塚修平

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

常務理事 井坂昌博

【派遣期間】

令和6年1月5日(金)～令和6年1月12日(金)
(引き続き、交代要員を派遣予定)

※国土交通省及び国土技術政策総合研究所の職員は
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）として派遣

国土交通省職員及び(独)鉄道・運輸機構 「鉄道災害調査隊 (RAIL-FORCE)」の派遣について

～令和 6 年能登半島地震で被災した、のと鉄道を支援します～

令和 6 年 1 月 5 日 鉄道局施設課

令和 6 年能登半島地震により被災した、のと鉄道七尾線を支援するため、令和 6 年 1 月 9 日(火)～10日(水)、国土交通省職員及び(独)鉄道・運輸機構が鉄道災害調査隊 (RAIL-FORCE) を派遣し、被災概況調査を行います。

- 令和 6 年能登半島地震により、のと鉄道七尾線でホーム損傷等の被害が発生しており、1 月 5 日(金)現在、七尾駅ななから穴水駅あなみず間で不通となっています。
- 今般、のと鉄道株式会社より鉄道災害調査隊の派遣要望があり、国土交通省から鉄道・運輸機構に対し、鉄道災害調査隊 (RAIL-FORCE) の派遣を要請しました。
- これを受け、鉄道・運輸機構は、1 月 9 日(火)～10日(水)、鉄道の整備について豊富なノウハウを有する職員で構成する鉄道災害調査隊 (7 名) を現地に派遣し、被害概況の把握や施設被害状況調査を実施するとともに、復旧方法について技術的助言等を行いますので、お知らせします。
- 国土交通省は、鉄道局職員 (2 名) 及び北陸信越運輸局職員 (3 名) を現地調査に派遣し、鉄道・運輸機構の鉄道災害調査隊 (RAIL-FORCE) の支援活動と連携すること等により、被災した鉄道施設等に対する災害復旧支援活動の強化及び復旧の早期化を図って参ります。



のと鉄道へ鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)を派遣します

鉄道・運輸機構(JR TT)は、自然災害等により被災した鉄道施設等の早期復旧を支援するための「鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)」を令和 5 年 4 月に創設しました。

今般、国土交通省からのと鉄道株式会社(本社:石川県鳳珠郡穴水町字大町 24 番地 2)へ鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)を派遣するよう 3 日に要請を受けたことから、被災状況の把握を行うため、以下の通り鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)を派遣します。

【派遣期間】 令和 6 年 1 月 9 日(火)～1 月 10 日(水)

【派遣人数】 7 名(隊長:大中 英次(おおなか えいじ))

【調査内容】 令和 6 年能登半島地震による被災状況の把握

【調査区間】 別紙参照

のと鉄道七尾線 和倉温泉(わくらおんせん)駅～穴水(あなみず)駅間 28.0km

(現在運休中)

【その他】

- ・現地調査への同行取材は、安全面の観点からご遠慮ください。
- ・警報等の発生によっては中止する場合があります。なお、中止する場合は、当機構 HP のお知らせ欄に掲載します。
- ・調査状況写真の提供については、現地の通信状況が不良のため別途お問い合わせ下さい。(参考)「鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)」の活動について

<https://www.jr-tt.go.jp/construction/outline/emergency-control.html>



のと鉄道 七尾線
被災状況調査区間

国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp>)を加工して作成



のと鉄道 路線図

被災状況調査区間

能登半島における支援船の入港実績を公開します

～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年1月5日 港湾局海岸・防災課

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾管理者（石川県）からの要請を受け、現在、国が石川県の港湾施設の一部を管理しています^{*}。その対象としている港湾への支援船（緊急物資を輸送する船舶等）の入港実績を、本日より、ホームページで公開いたします。

入港実績は、「どの施設にどのような船舶が入港できたか」を示すもので、同型の支援船を入港させる際に重要な情報となります。

今後、災害対応に活用が見込まれるこれらの港湾への支援船の受け入れを通じて、海上からの被災地支援をより一層進めて参ります。

^{*}港湾法第55条の3の3の規定に基づくもの。

1. 対象の港湾

七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港

2. これまでの入港実績

七尾港、輪島港、飯田港の3港湾にのべ6隻。（詳細は別紙）

細は別紙）

3. 入港実績を公開するページ

（URL）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000018.html

令和6年能登半島地震 港湾法第55条の3の3に基づき国が港湾施設の一部を管理する港湾への入港実績 ^{※1}						
※1 入港して係留を行ったものを掲載している。						
令和6年1月5日17時00分時点						
1. 七尾港						
岸壁名	位置 ※2	日付	船舶所有者	船舶名	活動内容	備考
大田3号岸壁	⑤	1/4（木）～1/4（木）	海上保安庁	巡視船ざおう	災害支援物資の運搬	離岸済み
矢田新さん橋 （第一西）	⑦	1/3（水）～1/5（金）	海上保安庁	巡視船のと	給水支援	離岸済み
矢田新さん橋 （第一西）	⑦	1/5（金）～1/5（金）	九州地方整備局	海翔丸	災害支援物資の運搬	離岸済み
矢田新さん橋 （第一西）	⑦	1/5（金）～係留中	海上保安庁	巡視船だいせん	災害支援物資の運搬 給水支援	
2. 輪島港						
岸壁名	位置 ※2	日付	船舶所有者	船舶名	活動内容	備考
マリントウン岸壁	①	1/4（木）～1/5（金）	海上保安庁	巡視船さど	給水支援	離岸済み
3. 飯田港						
岸壁名	位置 ※2	日付	船舶所有者	船舶名	活動内容	備考
-4.5m岸壁	②	1/5（金）～係留中	ピース・ウィンズ・ジャパン（民間）	豊島丸	災害支援物資の運搬	

※2 別紙において各番号が示す位置

下水道施設の技術的支援のため 全国から下水道技術者が被災地に集結 ～下水道の一日も早い復旧に向けて～

令和 6 年 1 月 8 日 水管理・国土保全局下水道部

○全国自治体の下水道職員が、石川県内の下水道施設の早期復旧に向けた支援を行います。

1. 特に被害の大きい能登地方 6 市町への支援

- (支援先) 珠洲市、七尾市、輪島市、志賀町、能登町、穴水町
- (支援者) 東京都、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の職員
- (期 間) 1 月 8 日(月)以降順次実施
- (内 容) 下水道施設の早期復旧にむけた方針立案等の支援

2. 下水道管路の被災調査支援

- (支援先) 金沢市、七尾市、羽咋市、かほく市、能美市、津幡市、内灘町、宝達志水町、中能登町
- (支援者) 中部地方を中心とする自治体の職員 (57 団体、約140名)
- (期 間) 1 月 9 日(火)より実施
- (内 容) 下水道管路の被災調査

下水道管路の被災調査支援団体一覧

自治体名
長野県
長野県長野市
長野県松本市
長野県飯田市
長野県塩尻市
新潟県長岡市
新潟県三条市
新潟県新発田市
新潟県小千谷市
新潟県加茂市
新潟県見附市
新潟県南魚沼市
岐阜県
岐阜県大垣市
岐阜県高山市
岐阜県多治見市
岐阜県関市
岐阜県中津川市
岐阜県羽島市
静岡県
静岡県静岡市
静岡県浜松市
静岡県沼津市
静岡県富士宮市
静岡県富士市
静岡県焼津市
静岡県袋井市
愛知県
愛知県名古屋

自治体名
愛知県豊橋市
愛知県岡崎市
愛知県一宮市
愛知県瀬戸市
愛知県春日井市
愛知県刈谷市
愛知県豊田市
愛知県犬山市
愛知県江南市
愛知県知多市
愛知県常滑市
三重県
三重県四日市市
福井県
福井県福井市
福井県敦賀市
福井県小浜市
福井県大野市
福井県勝山市
福井県鯖江市
福井県越前町
福井県南越前町
福井県 五領川公共下水道事務組合
滋賀県
滋賀県大津市
滋賀県彦根市
滋賀県栗東市
滋賀県甲賀市

能登半島北部における 津波監視・津波情報発表の再開について

令和6年1月8日 気象庁／港湾局

「令和6年能登半島地震」の影響により、「輪島港」（港湾局所管）及び「珠洲市長橋」（気象庁所管）の両津波観測地点の観測データに欠測が生じていたことを踏まえ、1月7日（日）、気象庁及び港湾局の職員を現地に派遣し、同日、輪島港内に臨時の津波観測装置を設置しました。

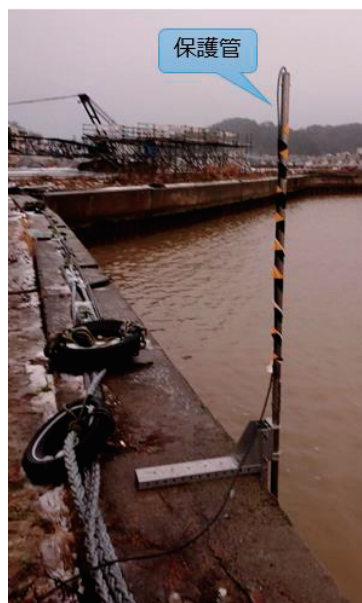
これにより、1月8日（月）12時から、「令和6年能登半島地震」の地震活動域に含まれる能登半島北側における津波監視が再開され、津波発生時の津波情報への活用も可能となりました。

なお、気象庁が発表する津波情報における本観測装置の地点名は「輪島港」として取扱うことといたします。

輪島港での臨時の津波観測装置を設置する作業の様子と装置概要



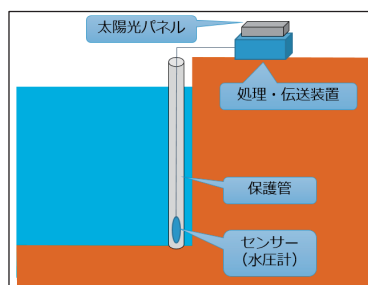
①組立作業の様子



②岸壁への設置状況



③装置全体図



④装置イメージ図

水道施設の早期復旧を支援するため 地方整備局等の職員を被災地に派遣

～水道の一日も早い復旧に向けて日本水道協会と連携して対応～

令和 6 年 1 月 8 日 水管理・国土保全局下水道部

○1月8日より、石川県内の水道施設の一日も早い復旧に向けて、国土交通省地方整備局等の水道整備・管理行政移管準備室の職員を被災地へ派遣し、日本水道協会と連携して、被災自治体を支援いたします。

【派遣者】

以下の各地方整備局等から 2 名程度/週を予定

- ・北海道開発局
- ・東北地方整備局
- ・関東地方整備局
- ・中部地方整備局
- ・近畿地方整備局
- ・中国地方整備局

・四国地方整備局

・九州地方整備局

【派遣期間】

令和 6 年 1 月 8 日(月)以降順次派遣
(概ね 1 週間ごとに派遣職員を交代し、当面 1 か月程度を予定。復旧状況を踏まえ終了時期を検討。)

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000549.html

能登半島の緊急復旧（道路啓開）の状況について

～能登半島内の主要な幹線道路の約 8 割で緊急復旧が完了～

令和 6 年 1 月 9 日 道路局企画課／環境安全・防災課

令和 6 年能登半島地震により被害を受けた能登半島における緊急復旧（道路啓開）の状況について特設サイトを開設しましたのでお知らせします。今後、緊急復旧（道路啓開）の進捗状況、作業状況について随時更新してまいります。

○特設サイト（緊急復旧（道路啓開）の状況）

https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000151.html

参考：緊急復旧（道路啓開）とは

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫

処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。

大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する緊急復旧（道路啓開）が必要です。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001736.html

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和6年1月11日 内閣府政策統括官（防災担当）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が本日1月11日（木）に閣議決定され、公布・施行されましたので、お知らせいたします。

1. 激甚災害の指定

令和六年能登半島地震による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土

木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

3. スケジュール

1月11日（木） 閣議決定

同日 公布・施行

激甚災害指定により適用される措置の概要（令和六年能登半島地震による災害）

（第3・4条）公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置>（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
（過去5カ年の実績の平均）



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ 70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
（過去5カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

今後の本格復旧に向けて、災害査定の効率化を図ります ～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールを適用します～

令和6年1月11日 水管理・国土保全局防災課、
港湾局海岸・防災課、都市局都市安全課

令和6年能登半島地震による災害について、激甚災害（本激）の指定が行われたことから、国土交通省では被災した公共土木施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」^{※1}を適用します。

地震災害に見舞われた地方自治体における災害復旧事業の災害査定の迅速化を図るため事務手続きの効率化を実施します。

※1 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。

<対象区域>

県：新潟県、富山県、石川県、福井県

政令指定都市：新潟市

- ・対象区域は、10日現在の被害報告件数により決定しており、上記以外の区域においては必要に応じ個別に対応する。

<主な災害査定の効率化（簡素化）>

○書面による査定上限額の引上げ(机上査定)の拡大

- により査定に要する時間や人員を大幅に縮減
- ・書面による査定の上限額を通常1,000万円未満から引き上げる^{※2}。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げにより早期の災害復旧を実施

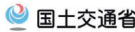
- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を引き上げる^{※2}。

○設計図書の簡素化^{※3}により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

※2 対象区域及び引上げ額は、各被害箇所の状況を整理のうえ後日発表する

※3 設計図書の簡素化は、上記の全ての対象区域で活用が可能となる

大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化 

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定効率化(簡素化)」を実施**。
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた**。
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定効率化(簡素化)の具体的な内容を決定することが必要**。

【事前ルール化】

- ・**カテゴリ-S**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリ-A**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害(R4: 8月3日からの大雨等)
(過去の事例: 台風第14号、第15号の暴風雨等(R4)、梅雨前線豪雨等(R2)、東日本台風(R元)、北海道胆振東部地震(H30)、梅雨前線豪雨等(H30)、8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等(H28)、熊本地震(H28)、新潟県中越地震(H18)、阪神淡路大震災(H7)などを含む22災害)

●**カテゴリ-S・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリ-Sは申請予定箇所の概ね9割、カテゴリ-Aは申請予定箇所の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 1,000万円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 5,000万円、カテゴリ-A 2,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**(カテゴリ-Sは採択保留件数の概ね9割、カテゴリ-Aは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリ-S 30億円、カテゴリ-A 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

国土交通本省災害査定官を石川県へ派遣し、 今後の本格的な復旧に向けた技術的な助言を行います。

～令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施～

令和6年1月11日 水管理・国土保全局防災課

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した公共土木施設について、石川県からの要請をふまえ、応急措置や今後の本格的な復旧に向けた復旧方針等に対する技術的な助言を行うため、国土交通本省災害査定官を石川県に派遣し、災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、地方自治体からの要請をふまえ、本省から派遣する災害査定官が、現地の被害状況を迅速かつ確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧方針等について助言を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年1月12日(金) (第1回)

※今後随時実施していく予定

○派遣先：石川県庁

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課
総括災害査定官

木村 勲 (きむら いさお)

災害査定官

渡邊 重紀 (わたなべ しげのり)

国道249号の緊急復旧を加速するため 防衛省と連携し、海上からの資機材搬入を実現

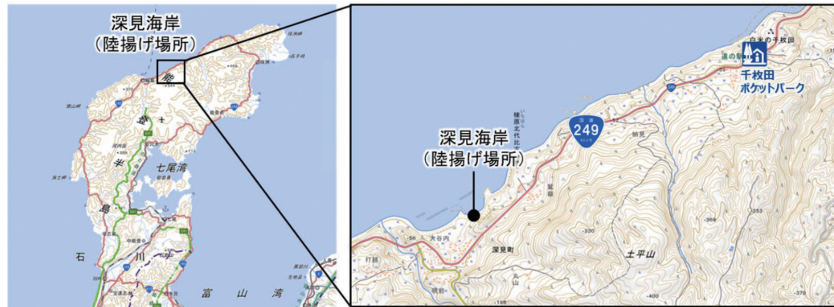
令和6年1月14日 道路局環境安全・防災課

令和6年能登半島地震により被害を受けた能登半島沿岸部にある国道249号の緊急復旧を加速するため、防衛省と連携し、陸路でアクセス困難であった深見海岸（輪島市深見地区）への資機材搬入を実現しましたのでお知らせします。

<資機材搬入の状況>

○日時：1月14日8時頃に資機材搬入を開始し、午前中に完了

○場所：深見海岸（輪島市深見地区）



輸送艦おおすみへの積み込み（1月12日15時頃～）



積み込みを待つ緊急復旧用重機（14台）



輸送艦おおすみに積み込まれるバックホウ

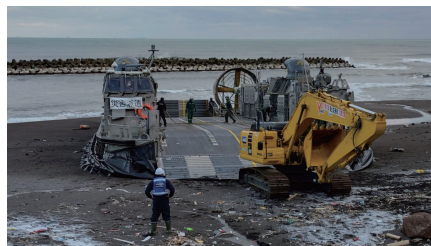


積み込み状況を確認する TEC-FORCE

深見海岸からの陸揚げ（1月14日8時頃～）



深見海岸に到着する LCAC
（エアクッション艇）



陸揚げされる緊急復旧用バックホウ



緊急復旧用の砕石等を荷積みした
ダンプトラック

いのちとくらしをまもる 防災減災

砂防NEWS

令和5年は過去平均を上回る土砂災害が発生

～令和5年の土砂災害発生件数を公表～

令和6年1月18日 水管理・国土保全局砂防部

令和5年には、43の道府県で1,471件の土砂災害*が発生した。

統計開始以降（S57～）の平均発生件数（1,099件）および直近10年（H25-R4）の平均発生件数（1,446件）を上回った。

*土石流等、地すべり、がけ崩れ（火砕流は除く）。

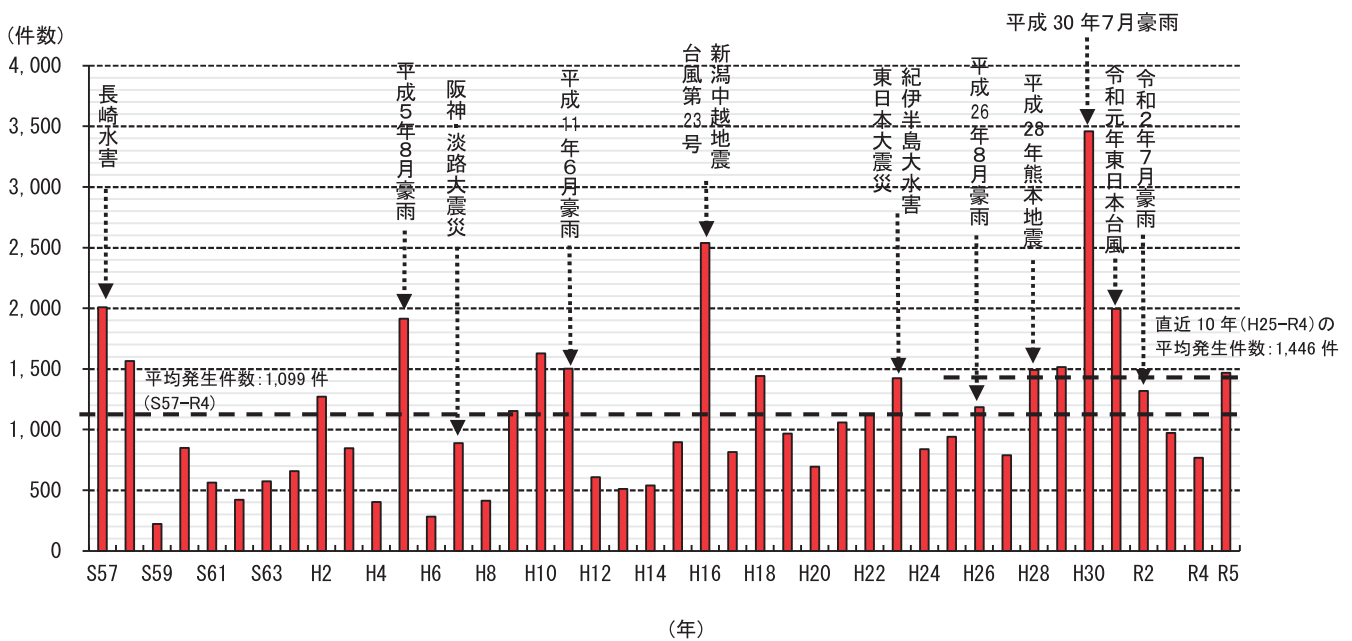


図 土砂災害発生件数の推移 (S57～R5)

【令和5年の土砂災害】

43道府県で1,471件の土砂災害が発生し、死者8名、人家被害262戸の被害が生じた。

統計開始以降（S57～）の平均発生件数（1,099件）および直近10年（H25-R4）の平均発生件数（1,446件）を上回った。

特に、6月29日から梅雨前線により各地で大雨が降り、22県で397件の土砂災害が発生した。このう

ち、7月1日から12日までに9県で線状降水帯が発生し、これらの県では全数の約8割にあたる322件の土砂災害が発生した。

また、9月に発生した台風第13号では、全数の8割以上にあたる257件の土砂災害が千葉県で発生した。これは、単一の台風、単一の県で発生した件数として歴代1位となった。

「令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」について

令和 6 年 1 月 19 日 内閣府政策統括官（防災担当）

令和 6 年能登半島地震による災害を「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「大規模災害復興法」という。）第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」として指定する政令が本日（1 月 19 日（金））閣議決定され、同日公布・施行されますので、お知らせいたします。

1 政令の趣旨

本政令において、令和 6 年能登半島地震による災害を、大規模災害復興法第 2 条第 9 号に規定する非常災害として指定することにより、当該災害によって被害を受けた都道府県や市町村等が、法に規定する災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など

地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できるようになります。

2 スケジュール

○令和 6 年 1 月 19 日（金） 閣議決定

○同日公布・施行

大規模災害復興法 「非常災害」指定による国等による災害復旧事業等の代行について

「著しく異常かつ激甚な非常災害」を「非常災害」として政令で指定（法第 2 条第 9 号）

- ⇒ 被災した都道府県や市町村等が災害復旧事業等の工事の代行を国や都道府県に要請
- ⇒ 国や都道府県は、工事の実施体制などの地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で災害復旧事業等の代行が可能

国等による代行が可能な災害復旧事業等

漁港、砂防、港湾、道路、空港、海岸、地すべり施設、下水道、河川、急傾斜

「非常災害」として指定した災害における代行

災害名	政府の対応	発災日 閣議決定日	代行の事例（代行者）
平成 28 年熊本地震	非対本部	H28. 4. 14 H28. 5. 10	県道熊本高森線ほか 3 路線（国土交通大臣）
			有明海沿岸飽託海岸ほか 6 か所（農林水産大臣）
			村道喜多～垂玉線ほか 2 か所（熊本県知事）
東日本台風（令和元年台風第 19 号）	非対本部	R1. 10. 10 R1. 10. 29	国道 349 号ほか 5 路線（国土交通大臣）
			阿武隈川水系内川ほか 3 河川（国土交通大臣）
令和 2 年 7 月豪雨	非対本部	R2. 7. 3 R2. 7. 31	村道神瀬大岩線ほか 3 路線（熊本県知事）

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

国土交通本省災害査定官を富山県へ派遣し、 今後の本格的な復旧に向けた技術的な助言を行います。

～令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施～

令和6年1月22日 水管理・国土保全局防災課

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した公共土木施設について、富山県からの要請を踏まえ、応急措置や今後の本格的な復旧に向けた復旧方針等に対する技術的な助言を行うため、国土交通本省災害査定官を富山県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、地方自治体からの要請を踏まえ、本省から派遣された災害査定官が、現地の被害状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年1月23日(火)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課

○派遣先：富山県内の河川・道路等（調整中）

災害査定官

小川 渉（おがわ わたる）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000281.html

令和6年能登半島地震に伴う河道閉塞 (土砂ダム)の発生と対策状況について

令和6年1月23日 水管理・国土保全局砂防部

標記について、国土交通省において、ヘリや空中写真等から調査を行っておりますが、別紙のとおり6河川14箇所では河道閉塞（土砂ダム）を確認していますので、ご報告します。

調査結果については、石川県及び関係市町に説明を行い、緊急度の高い箇所等から順次、対策工事や監視体制の構築を実施しています。

市町	河川数	対策を実施している河川	監視を実施（予定含む）している河川
輪島市	5河川	河原田川、紅葉川	寺地川、鈴屋川、金蔵川
能登町	1河川	山田川	

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000161.html

国道470号 能越自動車道 通行止め解除の当面の見通しについて

令和6年1月23日 道路局国道・技術課

令和6年能登半島地震の被災により、現在、通行止めとしている国道470号能越自動車道について、通行止め解除に向け復旧作業を進めているところです（別添3参照）。

通行止め解除の当面の見通しについて、下表のとおり予定しておりますので、お知らせします（別添1、2参照）。

※今後の余震や天候状況により遅れる可能性があります。

■通行止め解除の当面の見通し

路線名	管理	区 間	距離	現在の状況	通行止め解除の目標
国道470号 能越自動車道	国	の ^{みい} と三井IC～ の ^{さとやまくこう} と里山空港IC	4.7km	・の ^{みい} と三井IC→穴水方面への 一方通行 ・一般車両通行可	の ^{さとやまくこう} と里山空港IC～穴水ICの解除にあわせて、輪島方面への一方通行に切り替え
		の ^{さとやまくこう} と里山空港IC～ の ^{あなみず} 穴水IC	6.2km	・通行止め（復旧作業中）	2月上旬までに通行止め解除 ただし、輪島方面への一方通行

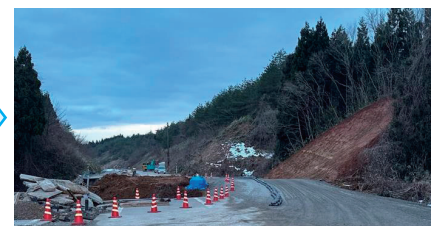
【別添3】能越自動車道（の^{さとやまくこう}と里山空港IC～穴水IC）の復旧作業状況



被災状況（盛土崩落箇所）

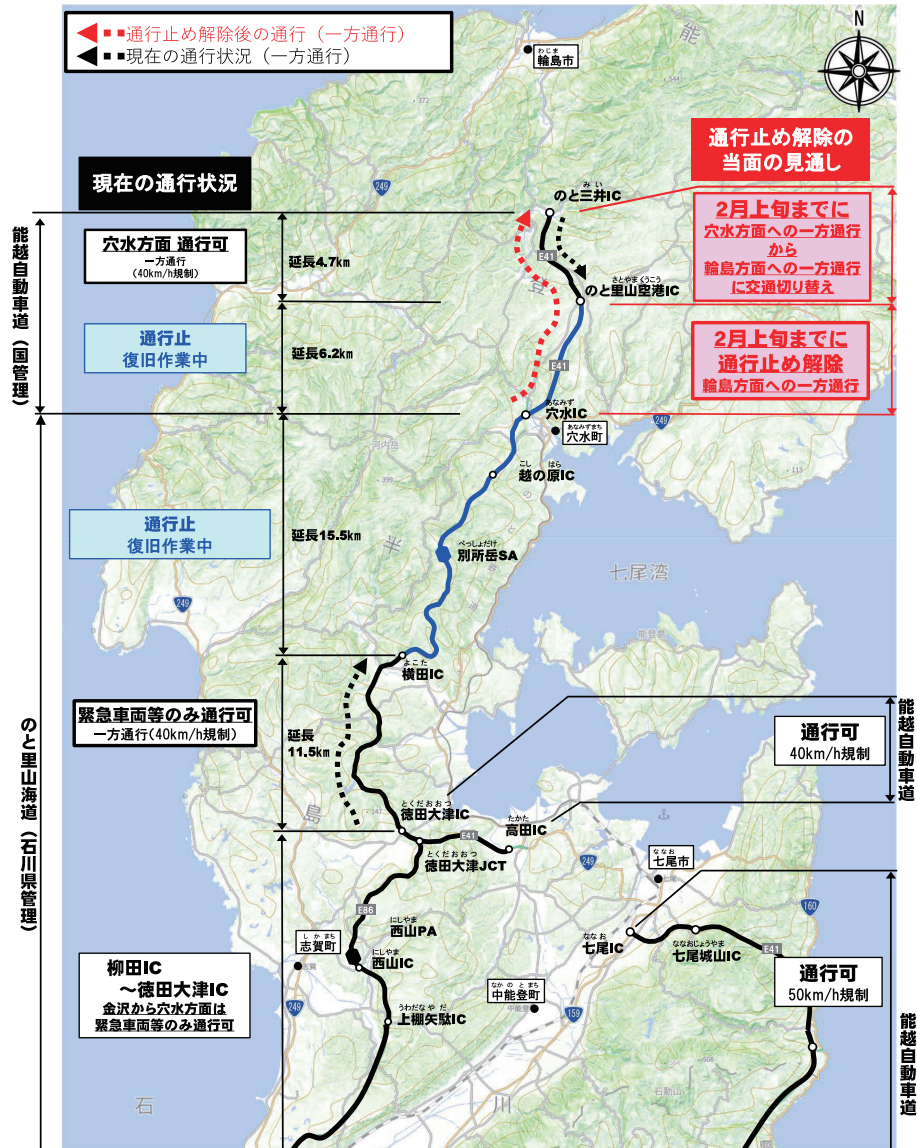


復旧作業状況【1/14撮影】

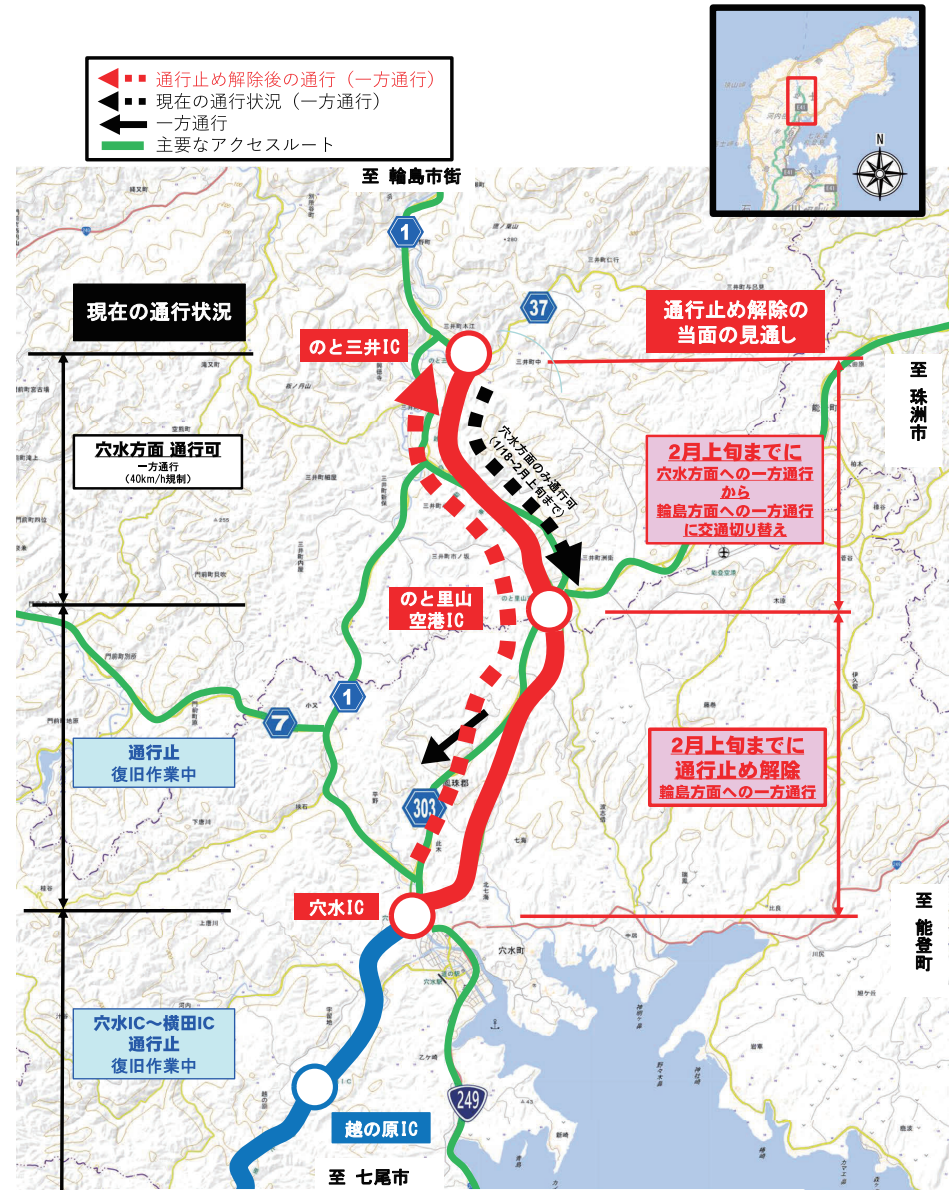


復旧作業状況【1/19撮影】

【別添1】 広域図



【別添2】 拡大図



いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 6 年能登半島地震における大規模な幹線道路被害や 土砂崩壊等による災害について国土交通省による本格的な復旧に着手

令和 6 年 1 月 23 日 水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 砂防部保全課、道路局国道・技術課

石川県知事からの要請等を踏まえ、被害が甚大である以下について、河川法・道路法の適用による権限代行及び砂防法・地すべり等防止法による直轄施工により国土交通省が自治体に代わって本格復旧に着手します。

- ・能登半島の主要幹線道路である「能越自動車道」の石川県管理区間
- ・被害が甚大で、多数の孤立集落を生じさせている「国道249号沿岸部」と関連土砂災害対策
- ・輪島中心市街地を二次災害から守るための「河原田川」の河川・砂防事業

【能越自動車道の石川県管理区間】

能越自動車道の石川県管理区間（延長約38.2km）については、盛土部の道路が崩落するなど甚大な被害が発生しており、崩壊を免れた盛土部についても不安定な状態になっていることや橋梁の損傷等があることから、道路法第13条第3項及び道路法第17条第7項に基づく権限代行制度により復旧工事を実施します。

- 路線名：国道249号、国道470号、石川県道1号七尾輪島線
- 施工箇所：石川県七尾市赤浦町～鳳珠郡穴水町字此木
- 工事の内容：交通確保に向けた道路の災害復旧工事
- 工事開始の日：令和6年1月23日(火)

【国道249号の沿岸部と

関連土砂災害対策（斜面崩落箇所）】

国道249号の沿岸部（延長約52.9km）については地割れや段差、道路の大規模な崩落、トンネルや橋梁など構造物の損傷等が複数箇所で見られていることから、道路法第13条第3項に基づく権限代行制度により復旧工事を実施します。

また、国道249号の沿岸部で大規模な崩壊が発生し、不安定な状態で土砂や流木が堆積しており、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高いことから、県知事からの要請を受け、地すべり防止法第10条第1項に基づき、国直轄施工による緊急的な地すべり対策工事を実施します。

（道路）

- 路線名：国道249号
- 施工箇所：石川県珠洲市若山町宇都山～輪島市門前町浦上
- 工事の内容：交通確保に向けた道路の災害復旧工事
- 工事開始の日：令和6年1月23日(火)
- （地すべり対策）
- 施工箇所：石川県珠洲市仁江町地先及び清水町地先
- 工事の内容：地すべりにより不安定化している斜面に対する土砂災害対策
- 工事等開始の日：令和6年1月23日(火)

【河原田川（輪島市熊野町地先及び市ノ瀬町地先）】

河原田川流域内では大規模な崩壊が発生し、不安定な状態で渓流内や河川内に土砂・流木が堆積しており、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高いことから緊急的な砂防工事及び埋塞した河川の河道確保について、県知事からの要請等を受け、河川法第16条の4に基づく権限代行制度及び砂防法第6条第1項に基づき対策を実施します。

（河川、砂防）

- 流域の名称：河原田川水系河原田川流域
- 施工箇所：石川県輪島市熊野町地先及び市ノ瀬町地先
- 工事の内容：河道内に堆積した土砂等除去・護岸整備及び法面保護や水路工などの土砂災害対策
- 工事開始の日：令和6年1月23日(火)

道路、河川、砂防の復旧に関する国土交通省による権限代行および直轄事業の実施について



- 道路
- 河川
- 砂防

✖ : 国道249号、能越自動車道、のと里山海道の主な道路被災箇所

【能越自動車道】
— : 開通済
--- : 事業中



国道249号沿岸部
延長約53km

河原田川

国道249号沿岸部

能越自動車道
(石川県管理区間)
延長約38km

能越自動車道

【参考】

河川法 権限代行の根拠法

河川法

第十六条の四（国土交通大臣の施行する工事等）

国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）における河川の改良工事若しくは修繕（以下この項において「改良工事等」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この項及び第六十条第一項において単に「災害復旧事業」という。）に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事（いずれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

砂防法 国直轄施工の根拠法

砂防法

第六条（国土交通大臣の直轄工事）

砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

- ② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得
- ③ 本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職権ヲ直接施行スルコトヲ得

地すべり等防止法 国直轄施工の根拠法

地すべり等防止法

第十条（主務大臣の直轄工事）

主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

- 一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- 四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

第十七条（管理の特例）

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

国土交通本省災害査定官を新潟市へ派遣し、 今後の本格的な復旧に向けた技術的な助言を行います。

～令和6年能登半島地震関連の災害緊急調査を実施～

令和6年1月24日 水管理・国土保全局 防災課

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した公共土木施設について、新潟市からの要請を踏まえ、応急措置や今後の本格的な復旧に向けた復旧方針等に対する技術的な助言を行うため、国土交通本省災害査定官を新潟市に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、地方自治体からの要請を踏まえ、本省から派遣された災害査定官が、現地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年1月25日(木)

○派遣先：新潟市内の河川・道路等（調整中）

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課
災害査定官

湯浅 泰三（ゆあさ たいぞう）

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

令和6年能登半島地震により被災した、道路、河川、港湾、公園等の迅速な復旧を支援

～書面による査定上限額や現地で決定できる

災害復旧事業費の上限額の引上げを決定～

令和6年1月26日 水管理・国土保全局 防災課、
港湾局海岸・防災課、都市局都市安全課

令和6年能登半島地震で被災した公共土木施設については、地方自治体に対して災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール」^{*}が適用となる対象区域を通知し、1月11日に公表したところです。

本日、対象区域における書面による査定上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引き上げ金額を決定し、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業に係る災害査定事務手続きの迅速化が図られます。

^{*}平成29年1月13日に、大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する事前ルールを定めたもの。（別添参照）

○書面による査定上限額の引上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定上限額を通常1,000万円未満から下記の金額に引き上げる。

（水管理・国土保全局所管施設^{*1}）

新潟県（1,500万円以下）、富山県（4,000万円以下）、
石川県（8,000万円以下）、
新潟市（3,000万円以下）

（港湾局所管施設^{*2}）

新潟県（1億円以下）、
富山県（5,000万円以下）、
石川県（1億円以下）

（都市局所管施設^{*3}）

富山県（6,000万円以下）、
石川県（4,700万円以下）

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常4億円未満から下記の金額に引き上げる。

（水管理・国土保全局所管施設）

11億円未満

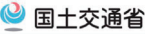
（港湾局所管施設）

5億円未満

※1 河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道

※2 港湾、海岸（港湾に係るものに限る。）

※3 公園

< 別添 >
大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化 

【背景】

- 大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定効率化（簡素化）」を実施。**
- しかしながら、個別の災害毎に効率化（簡素化）の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定効率化（簡素化）の具体的な内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・カテゴリーS：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、緊急災害対策本部（政府）が設置された災害**
（過去の事例：東日本大震災（H23））
- ・カテゴリーA：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害（R4：8月3日からの大雨等）**
（過去の事例：台風第14号、第15号の暴風雨等（R4）、梅雨前線豪雨等（R2）、東日本台風（R元）、北海道胆振東部地震（H30）、梅雨前線豪雨等（H30）、8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等（H28）、熊本地震（H28）、新潟県中越地震（H16）、阪神淡路大震災（H7）などを含む22災害）

●カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化（簡素化）を実施

災害査定の手続きの効率化（簡素化）の主な内容

- ①机上査定限度額の引上げ**（カテゴリーSは申請予定箇所の概ね9割、カテゴリーAは申請予定箇所の概ね7割となる金額まで引き上げる）
（原則：1,000万円） （参考：過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 2,000万円）
 ・会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②採択保留額の引上げ**（カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる）
（原則：4億円） （参考：過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円）
 ・現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③設計図書簡素化**
 ・設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

河川入門講座 (20)

災害復旧 (その1)

—公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の制定まで—



公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫

水害のとき、人命、家屋、財産など一般市民の被害も大きいのですが、加えて堤防、堰、道路、橋梁などの公共施設（インフラ）も被災します。

府県は被災住民の支援のための費用に加え、同時に公共施設の災害復旧費の出費を余儀無くされ、大きな財政負担となります。

この状況を救わんと、早くも明治14年（1881）に国による府県の災害復旧費への予算補助が始まりました。

明治32年（1899）には、日清戦争の勝利による賠償金を基に「災害準備基金」が設けられるとともに、「災害土木費国庫補助規定」（勅令、現在の政令に相当）が制定され、国による災害復旧費の補助が制度化されました。

明治43年（1910）の大水害による治水事業拡大の動きの中で、災害復旧制度も見直され、災害準備基金は廃止され、明治44年（1911）に「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」が法律として制定されました。

運用のための政令に相当する規程やその下の細則とあいまって、府県に対する国庫補助制度の基本となり、戦後の昭和24年（1949）まで機能しました。

敗戦で疲弊した日本を、昭和22年のカスリーン台風による大水害をはじめとし、毎年のように水害が襲い、都道府県の財政が厳しさを増しました。

昭和24年に来日したアメリカのシャープ税制使節団の、災害復旧事業は国でやるか全額国庫負担とせよとの勧告もあり、災害復旧制度を見直し、従前の法令に替わって新しく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」という長い名前の災害復旧の憲法とすべき基本的な法律が昭和26年に制定されました。（以下「負担法」という）

さて、この“負担法”は全文わずか17条、これは

奇しくも聖徳太子の十七条の憲法と同じ数の条数ですが、地方自治体の公共施設の災害復旧事業について基本的な原則が掲げられています。すなわち、

第一条 “公共土木施設の災害復旧事業費について国の負担を定める”

第二条 “災害とは暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害のこと”
“「災害復旧事業」とは災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とする。”

第三条 対象とする施設を河川、海岸から始まり下水道、公園に到る11種を列挙しています。

第四条 国庫負担率を示しています。

第五条以下は災害復旧事業費の決定などの事務的な事項となっています。

ここで災害復旧事業費の基本原則として従来と大きく異なるところは、明治44年の法律では、「国庫補助」という言い方ですが、新しい「負担法」では「国庫負担」となっていることです。

補助というと当事者ではなく単に費用を応援する感じですが、負担というとイコールパートナーの当事者というひびきがあります。

災害は、地方自治体管理の施設の被災であっても、戦争と同じように日本の国土が被災しているわけですから、国も自分の事として対処するという考えを示しています。

なお、法律では、第3条（国庫負担）で、“国は……その事業費の一部を負担する。”とありますが、実際には大部分を負担しており、さらにその大部分を災害発生年度の補正予算で手当しています。

当初予算に厳しい財政当局も災害復旧費については寛容ですし、国会も全会一致で議決するのが常です。

令和5年 発生主要異常気象別被害報告

令和5年12月28日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
北海道			67	2,974,964	1	140,000									3	773,000	71	3,887,964	
青森			22	518,000	1	740,000					36	1,911,500					59	3,169,500	
岩手			107	2,497,580													107	2,497,580	
宮城			20	316,450							(2)	(615,000)					20	316,450	
秋田			11	228,000	3	685,000					410	26,240,500					424	27,153,500	
山形			4	125,000	1	25,000							149	3,440,642	1	400,000	6	560,000	
福島			6	72,662									(7)	(2,783,070)			155	3,513,304	
茨城													86	4,918,972			88	4,941,972	
群馬			29	867,000									3	206,000			29	867,000	
群馬					1	100,000											4	306,000	
埼玉																	1	60,000	
千葉			2	27,000									(6)	(1,672,831)			(6)	(1,672,831)	
新潟	1	700,000	15	1,300,000	2	550,000	3	270,000			6	87,000	185	8,286,121	1	15,000	193	8,400,121	
富山			242	10,762,400													22	2,835,000	
富山			(1)	(82,000)					<7>	<320,000>							242	10,762,400	
石川	1	30,000	5	150,000	1	395,000			177	5,494,200	(4)	(688,000)					<7>	<320,000>	
福井							4	3,500,000			(2)	(200,000)					193	8,400,121	
福井			2	661,000													22	2,835,000	
長野			65	1,461,750	3	830,000											22	2,835,000	
長野																	22	2,835,000	
岐阜			62	2,047,500													22	2,835,000	
岐阜																	22	2,835,000	
静岡			3	29,000	3	484,000											22	2,835,000	
静岡																	22	2,835,000	
愛知			3	190,000													22	2,835,000	
愛知																	22	2,835,000	
三重			19	957,000													22	2,835,000	
三重																	22	2,835,000	
滋賀																	22	2,835,000	
京都			8	63,000													22	2,835,000	
京都					(1)	(1,100,000)											22	2,835,000	
大阪			10	452,000	1	1,100,000											22	2,835,000	
大阪																	22	2,835,000	
兵庫			2	50,000	2	1,120,000											22	2,835,000	
兵庫																	22	2,835,000	
奈良																	22	2,835,000	
和歌山			39	2,369,000	2	1,240,000											22	2,835,000	
和歌山																	22	2,835,000	
鳥取																	22	2,835,000	
鳥取																	22	2,835,000	
島根			18	148,800	2	130,000											22	2,835,000	
島根			48	964,734													22	2,835,000	
岡山			180	2,632,830													22	2,835,000	
岡山																	22	2,835,000	
広島																	22	2,835,000	
山口			15	252,000	1	100,000											22	2,835,000	
山口																	22	2,835,000	
徳島			7	1,289,000													22	2,835,000	
徳島			1	7,000													22	2,835,000	
香川																	22	2,835,000	
香川	<1>	<60,000>	20	238,000													22	2,835,000	
愛媛	1	60,000															22	2,835,000	
愛媛			36	780,000													22	2,835,000	
高知			(3)	(20,000)													22	2,835,000	
高知			628	28,980,322	2	1,250,000											22	2,835,000	
福岡			696	17,986,000													22	2,835,000	
福岡																	22	2,835,000	
佐賀			92	901,800	3	422,000											22	2,835,000	
佐賀					(1)	(72,000)											22	2,835,000	
長崎																	22	2,835,000	
長崎			21	214,200													22	2,835,000	
熊本																	22	2,835,000	
熊本			19	196,100	5	1,450,000											22	2,835,000	
大分			6	210,000													22	2,835,000	
大分																	22	2,835,000	
宮崎			30	541,000													22	2,835,000	
宮崎																	22	2,835,000	
鹿児島			6	108,190	2	380,200											22	2,835,000	
鹿児島																	22	2,835,000	
沖縄			1	85,000													22	2,835,000	
沖縄																	22	2,835,000	
静岡県			4	200,000	2	150,000											22	2,835,000	
静岡県					1	200,000											22	2,835,000	
浜松																	22	2,835,000	
名古屋																	22	2,835,000	
京都			1	102,000													22	2,835,000	
京都			(1)	(7,500)													22	2,835,000	
広島			2	127,500													22	2,835,000	
北九州			10	173,000													22	2,835,000	
福岡																	22	2,835,000	
熊本																	22	2,835,000	
熊本																	22	2,835,000	
補助計	<1>	<60,000>	(5)	(109,500)	(2)	(1,172,000)			<7>	<320,000>	(5)	(175,000)	<15>	(1,913,000)	(4)	(68,000)	<28>	<2,468,000>	
補助計																		<28>	<2,468,000>
直轄計	3	790,000	2,563	84,042,582	40	12,191,200	7	3,770,000	177	5,494,200	5,965	168,930,578	2,152	72,330,763	17	2,073,000	10,924	349,622,323	
直轄計																		10,924	349,622,323
合計	3	790,000	2,592	88,592,582	40	12,191,200	8	5,020,000	177	5,494,200	6,021	183,116,632	2,170	75,527,811	18	2,095,338	11,029	372,827,763	

※上段()内書きは、下水道・公園分、<>内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html